

# 一般財団法人近江愛隣園 院内感染対策指針

## 第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図ることは医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

## 第2条 体制

(1) 院内感染防止を推進するために、医療関連感染対策委員会を設置し、院内感染に関する問題等の発生時新規対策が必要な事項に関し検討し、院長に報告する。

(2) 委員の構成は以下の通りとする。

院長（委員長）

副委員長（感染対策医師）

看護部長

薬局長

検査室長

臨床工学技士長

事務長

委員長は必要と認めるときは、関係職員(業者)の出席を求め、意見を聴取することができる。

(3) 任務

院内感染防止委員会は、主として以下の任務を負う。

(1) 委員会の開催（月1回）

(2) 院内感染発生の分析及び再発防止策の検討に関する事

(3) 院内感染防止のために、職員に対する指示及び指導に関する事

(4) 院内感染防止のために、行う提言に関する事

(5) 院内感染防止のための職員研修に関する事

## 第3条 職員研修

(1) 院内感染防止対策の基本的考え方及びマニュアルについて職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

(2) 職員研修は、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

(3) 研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録・保存する。

#### 第4条 院内感染集団発生時の対応

院内において、感染症患者が集団発生した時は、院長は随時委員会を招集し、感染経路の遮断とともに、家族や外来患者当院外への拡大防止に努める。

#### 第5条 院内感染対策マニュアル

別紙各感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

#### 第6条 感染対策に関する閲覧について

患者及び家族に対しての閲覧については、待合室等に備え付け容易に閲覧できるよう配慮する。

#### 第7条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

- (1) 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）にFAX(03-3812-6180)で質問を行い、適切な助言を得る。また昨年の質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので活用する。

<http://www.kansennsho.or.jp/sisetunai/index.html>

- (2) その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。

附則 この指針は、平成19年6月1日から施行する。